

令和元年台風第19号災害義援金の第3次配分について

—被害に遭われた方へ、義援金を追加配分します—

- 令和元年台風第19号での被害に際し、日本赤十字社等の義援金受付団体及び宮城県に寄せられた義援金について、宮城県災害義援金配分委員会の定めた基準に基づき、第3次配分として被災者に配分します。
- すでに第1・2次の義援金を受け取っている方は、新たな手続きは不要です。まだ申請が済んでない方は、忘れずに手続きして下さい。

1 今回配分する義援金の配分基準

区分		今回配分額(円)	【参考1】 第1次配分からの合計額(円)	【参考2】 配分決定時の市内対象件数
人的被害 (1人あたり)	死者・行方不明者	200,000	640,000	該当なし
	重傷	100,000	320,000	該当なし
住家被害 (1世帯あたり)	全壊	200,000	640,000	該当なし
	半壊(大規模半壊を含む)	100,000	320,000	27世帯
	一部損壊(準半壊) 又は床上浸水	20,000	64,000	該当なし
	一部損壊(10%未満)	10,000	32,000	58世帯

2 申請手続き

- ・既に義援金を受け取っている場合は、新たな申請書の提出は不要です。
- ・新たに申請する場合は、要件・必要書類等を市社会福祉課(TEL0226-22-3428)までお問い合わせください。
- ・受取人の口座を変更する場合は、下記にて届出をお願いします。

【申請・口座変更受付先】

<受付場所>

- (1) 市役所社会福祉課(ワンテン庁舎2階)
- (2) 唐桑総合支所 保健福祉課(燦さん館内)
- (3) 本吉総合支所 保健福祉課

<電話番号>

- … 22-3428
- … 32-4811
- … 42-2975

3 支給方法

指定の口座に振り込みます。

4 支給の時期

令和2年6月12日(金)から振込を開始します。